

## 政令指定都市制度について

協議に引き続き、政令指定都市制度の概要について説明がありました。

### 政令指定都市の要件

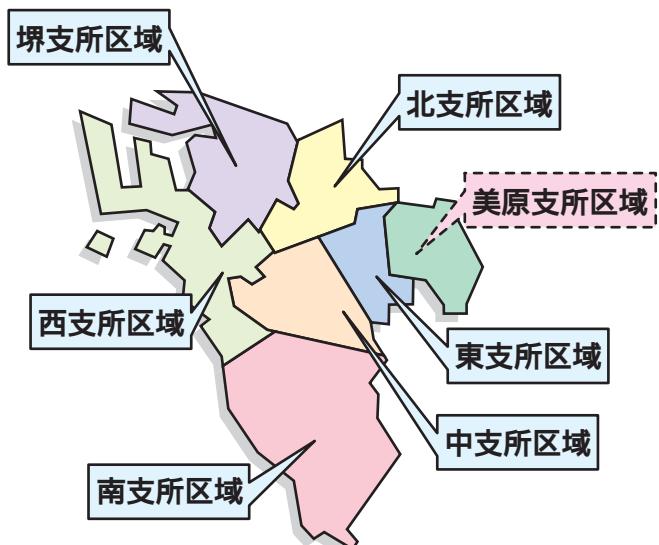
地方自治法には、「政令で指定する人口50万人以上の市」と定められていますが、これまでの指定状況から、人口100万人程度、または近い将来100万人になる見込みがあることとされてきました。

しかし、平成13年8月に発表された「市町村合併支援プラン」に、平成17年3月までに合併した場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討することが明記されました。

### 政令指定都市移行までの手続き

さいたま市の事例では、合併から政令指定都市への移行までに、およそ2年を要しました。

堺市では、既に「区」の設置の準備として市内を6区域に区分し、支所行政を実施しています。また、大阪府との間に政令指定都市移行連絡準備会議を設け、政令指定都市移行に必要な移譲事務等に関する調整・協議などをすすめています。



### 政令指定都市になると

事務サービスがスピードアップ

- ・現在大阪府が行っている多くの事務を直接行うことができます。
- ・受付から決定・実施まで一貫した事務を行うことにより、組織の効率もよくなり、迅速な対応が可能になります。また、責任の所在も明確になります。

(例)児童相談所の設置、市立小・中学校の教職員の任免、府道・国道の維持管理など

区役所設置で身近な行政サービス

- ・現在の堺市の6つの支所区域と美原町の区域に区役所が設置されます。
- ・区役所では、市民生活に関わりの深い行政サービスを、区長が市長に代わって行い、地域の実情に応じた特色あるまちづくりがすすめられます。

財政的に豊かなまちづくり

- ・地方交付税の増額や、新たな収入となる石油ガス譲与税、宝くじ収益金などを活用して、大都市にふさわしい積極的なまちづくりをすすめることが可能になります。

都市のイメージアップ

- ・日本を代表する都市の一つとして認められることにより、企業の進出などが進み、地域の雇用機会の増大や都市機能の集積が期待されます。
- ・国際的なイベントや大規模な民間のイベントなどの増加により、あらゆる分野での情報発信が増え、都市の総合的なイメージアップが期待されます。